

## 保育の必要性の認定基準

	現行制度	新制度（国の方針案）
事由	<p>【保育の実施基準】</p> <p>児童の保護者のいずれもが以下の要件のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育できないと認められること。</p> <p>①就労（居宅外で労働することを常態としていること、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること）</p> <p>②妊娠・出産</p> <p>③保護者の疾病・障害</p> <p>④同居の親族を常時介護していること</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥その他、上記に類する状態として市長が認める場合</p>	<p>【保育が必要な事由】</p> <p>以下のいずれかの事由に該当すること。</p> <p>※保護者本人の事由により判断することを基本とするが、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、優先度上の取扱いを考慮することが可能</p> <p>①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く））</p> <p>②妊娠・出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護）</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動（起業準備を含む）</p> <p>⑦就学（職業訓練校等での職業訓練含む）</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合</p>
区分	<p>1区分</p> <p>原則1日8時間、延長あり、年間約300日</p>	<p>2区分</p> <p>【保育標準時間（1日11時間までの利用）】</p> <p>平均275時間/月（212時間超292時間以下）</p> <p>【保育短時間（1日8時間までの利用）】</p> <p>平均200時間/月（最大212時間）</p>

		※②妊娠・出産、⑤災害復旧、⑧虐待やDVのおそれのような事由は、時間の区分を設けない。
勤労時間	就労時間 概ね1か月48時間以上で運用	【保育標準時間】 1か月あたり120時間以上 【保育短時間】 就労下限時間は1か月あたり48～64時間の範囲内で市町村が設定
優先利用	入所調整をする中で、ひとり親家庭、生活保護世帯などについては、入所に際して一定の考慮を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。</li> <li>・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合には、措置制度を併せて活用することとする。</li> <li>・優先事項の例示は以下のとおり（実施主体である市でそれぞれ検討・運用）</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ひとり親家庭</li> <li>②生活保護世帯</li> <li>③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</li> <li>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</li> <li>⑤子どもが障害を有する場合</li> <li>⑥育児休業明け</li> <li>⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合</li> <li>⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童</li> <li>⑨その他市が定める事由 （保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況の考慮） （人材確保・育成や就業継続等の観点から幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子ども利用に際しての配慮） （放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に際して配慮）</li> </ol>